② 一般土木工事に係る一般競争参加資格により参加する特定建設工事共同企業体の構成員又は異工種建設工事共同企業体の構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵ 構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体の構成員は、平成23年９月26日において次の要件を満たすものとする。

① 平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋐ 最大支間長が45m以上の道路橋又は歩道橋の工事で上部工事であること。

㋑ 橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）10m以上の工事であること。

㋒ 杭の施工実績を有すること。

㋓ 供用中の道路（４車線以上）を規制（車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止めのいずれかを指す。）して工事を行った実績を有すること。

上記㋐、㋑、㋒は別工事でも良い。ただし、上記㋓は㋐、㋑、㋒と同一工事とする。なお、上部工、下部工、杭の形式は問わない。

また、異工種建設工事共同企業体にあっては、協定書による分担工事のみ、同種工事の実績と認め、上部工事を担当する構成員は上記㋐、㋓の施工実績を有し、下部工事を担当する構成員は上記㋑、㋓の施工実績を有し、杭工事を担当する構成員は上記㋒、㋓の施工実績を有すること。ただし、上記㋓は㋐、㋑、㋒と同一工事であること。なお、上部工、下部工、杭の形式は問わない。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は㋐、㋓又は㋑、㋓又は㋒、㋓の施工実績を有すること。上記㋐、㋑、㋒は別工事でもよい。ただし、上記㋓は㋐、㋑、㋒と同一工事とする。なお、上部工、下部工、杭の形式は問わない。

② 各々が担当する工事における建設業法（昭和24年法律第100号）の各種工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 一般土木工事の施工にあっては建設業法の土木工事業、上部工事の施工にあっては技術提案が鋼橋上部の場合では建設業法の鋼構造物工事業、プレストレスト・コンクリート工事の場合ではとび・土工工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、請負契約締結後、現場着手までの期間は専任を要しないものとする。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体にあっては構成員が２社の場合にあっては、すべての構成員が30%以上の出資比率であるものとし、構成員が３社の場合にあっては、すべての構成員が20%以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。異工種建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定されたものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」）昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を、異工種建設工事共同企業体の協定書は、同「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」を準用するものとする。

7 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10 その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「357号お台場中央連絡橋工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

異工種建設工事共同企業体の名称は、「357号お台場中央連絡橋工事△△・□□異工種建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

東日本電信電話株式会社公告第10号

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

なお、本招請は資料等提供者の機密情報及び財産的情報の提出を求めるものではありません。

平成 23 年８月 25 日

東日本電信電話株式会社

関東病院長　落合　慈之

◎調達機関番号　125　◎所在地番号　13

○関病企第 11―299 号

1 調達内容

⑴ 品目分類番号　22、31

⑵ 導入計画物品名称及び数量　全身用磁気共鳴断層撮影装置（ＭＲＩ）　一式

⑶ 調達方法　購入

⑷ 導入予定時期　平成24年３月